

P.48

◆（山本由美子議員） ただいま、議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、生活困窮者自立支援制度についてお伺いいたします。

生活困窮者自立支援制度は、経済面や家族関係、精神的な問題など、さまざまな理由で生活に困窮する人たちの相談を自治体が幅広く受け入れ、就労など必要なサービスにつなげていく制度です。

本市では、昨年6月より、生活困窮者の自立支援を促進することを目的に、生活困窮者に対する相談及び必要な支援を、社会福祉法人全国手話研修センターへ委託し、生活困窮者自立促進支援モデル事業に取り組んできましたが、本年4月より、生活困窮者自立支援法が施行され、本格的な制度の実施へと移行されました。

昨年の12月定例会一般質問におきまして、モデル事業実施における課題について質問をしましたところ、当該事業の内容が十分に知れ渡っていないことであると答弁をされました。4月からの本格実施に当たり、制度や相談窓口である亀岡市生活相談支援センターの周知について、どのように取り組まれたのか、お尋ねをいたします。

P.48

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

今、ございましたように、生活困窮者自立支援制度につきましては、亀岡市におきましては、平成26年度からモデル事業といたしまして、亀岡市生活相談支援センターを開設し、実施しております。平成27年度から、生活困窮者自立支援法が本格施行されまして、昨年度に引き続き、亀岡市におきましては、亀岡市のホームページや本市の広報紙で周知のほか、また亀岡市民生委員児童委員協議会や地域包括支援センター、そして京都司法書士会、こういうもので構成いたします生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議を立ち上げまして、その連携によりまして、制度そして相談支援センターへの周知ということに努めているところでございます。

P.49

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

いろいろとお取り組みをいただいているということ、今、聞かせていただきました。

この制度はこれまで、制度の狭間で支援を受けられなかった、そういう方に対して包括的な支援を受けられるようになったということ、また相談の入り口が大きく

広がったということ、そういう制度であるということをしかりと市民の方にも周知していただけるよう、今後ともお取り組みをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、生活困窮者の方は、みずからSOSを発することが難しい状況にあります。そのことから、相談者が窓口に来るのを待つだけではなくて、アウトリーチを含めた相談体制、地域の関係機関や部署との連携体制を構築し、早期発見、早期支援が必要であると考えますが、現状をお聞かせください。

P.49

◎健康福祉部長（小川泉） 支援に関します連携につきましては、先ほど御紹介させていただきました生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議の関係機関などへ相談支援センターのセンター長が訪問いたしまして、積極的に情報提供等の協力あるいは支援を依頼しておりまして、各機関におきましても認識が高まってきていると、このように思っております。

また、相談者の内容によりましては、関係機関や市役所内の関係課と個別に連携を行いながら、支援を進めております。今後もさらに密なる連携を図っていく中で、さまざまな課題を抱え、生活に困窮されている市民を早期に発見、そして適切な支援につなげていくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

P.49

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

ネットワーク推進会議も立ち上げていただいているということもお聞きしましたし、また各部署での連携も、体制も整えていただいているということで、今お聞きさせていただきました。その住民税の滞納であるとか、また保育料の滞納であるとか、そういうふうなことで何か気になる方が来られたら、本人の了解のもとになるでしょうけれども、そういうセンターにつないでいくということをしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これまでのモデル事業においては、必須事業であります自立相談支援事業を実施されてきました。4月からの本格実施に向けて、任意事業であります就労準備支援事業、一時生活支援事業についても検討していきたいということで、昨年12月定例会一般質問でも答弁をされておりましたが、任意事業の実施状況についてお尋ねをしたいと思います。

P.49

◎健康福祉部長（小川泉） まず、今ございましたように、法に規定されております必須事業、これにつきましては、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業がございまして、亀岡市におきましても、その2事業を実施しているところでございます。

今、お尋ねの任意事業ということでございますが、法律では4事業を定めております。亀岡市におきましては、一時生活支援事業を実施しておりまして、住居のな

い生活困窮者に対しまして、一時的な宿泊場所や衣食の提供等を行うことをあわせ、早期に適切な支援につなぐということといたしております。

また、就労準備支援事業につきましても、平成27年度につきましても、京都府が中心になりまして事業実施されていますことから、亀岡市も共同実施をするという中で、連携をして取り組んでいるところでございます。

P.50

◆（山本由美子議員） この相談事業、生活困窮者の自立支援制度というのは、この相談を受けた後の出口というか、その支援がこの制度の成否のかぎというふうに言われておりますので、この必須事業に加えて任意事業をどう行っていくかというところがポイントになってくると思います。今、就労準備事業につきましても、府の事業をとということでおっしゃっていたんですけれども、市として単独でこの事業を進めていくというお考えはないのか、関連でお聞かせいただきたいと思います。

P.50

◎健康福祉部長（小川泉） この平成27年度につきましても、京都府のほうとの連携の調整の中で、京都府がちょっと細かい話になりますが、地域創生先行型交付金、こういうものを受けられましたので、こういった中で、亀岡市としても一緒にやろうということになりました関係で、実施をするものでございます。次年度からは、今ございましたように、補助率も必須事業とはちょっと若干低うございますけれども、精力的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

P.50

◆（山本由美子議員） 次年度からこの事業も取り組んでいただけるということで、ぜひ早期に実施していただけるよう、よろしく願いいたします。

次に、ひきこもりであった方、またメンタルな問題を抱え、人との接触が苦手な方などがすぐに一般就労につくことは難しいものの、就労を希望し、支援があれば軽易な作業等に従事できる人に対して、中間的就労の場を提供することも含め、就労に向けた支援の充実、強化の取り組みについてお聞かせください。

P.50

◎健康福祉部長（小川泉） 亀岡市生活相談支援センターにつきましても、就労支援員の配置をいたしております、就労活動に関します支援を行っているところでございます。

具体的には、ハローワークと常に連携を図りまして、それぞれの相談者に応じた適切な就労先の紹介、あるいは同行訪問、面接等におけます助言等、さまざまな支援を行っているところでございます。

また、京都府にございますジョブパーク内にある、京都自立就労サポートセンターと連携をともにしまして、きめ細かな就労支援に努めているところでございます。

京都ジョブパークにおきましては、配置されています就労支援ナビゲーター、これは早期再就職専任支援員という方ですが、京都府では14名配置されております。ここによります職業紹介、あるいは連携推進委員によります中間的就労の場も開拓されておりますので、今後も連携を図ってまいりたいと考えております。

P.51

◆（山本由美子議員） センター長さんにお聞きしましたところ、相談を受けた後の出口である、先ほども言いましたけれども、その就労というところら辺がなかなか見つからなくて行き詰まっているんだというふうにお聞きしました。一般就労ではなくて、やっぱりちょっと問題を抱えた方が自分に合った働き方ができる企業というのがなかなかないというふうにお聞きしましたので、やっぱりこの市内の、そういう市内の企業と接点がある部署などにも、この制度のことをしっかりと把握していただいて、そしてそういう機会があるごとにこの情報を収集していただいて、そういう働き方ができるような企業を提供していく、また拡大していただけたらというふうに思いますので、またそのあたりも担当部から各連携をとっていただいて、そういう就労拡大に向けてお取り組みをいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、現在、亀岡市生活相談支援センターでは、主任相談支援員と相談支援員の2名体制で業務を実施されております。地域の実情に合わせて柔軟に対応してもいいということではありましたけれども、国が示す相談体制というのは、主任相談支援員と相談支援員、そして就労相談支援員を配置することが基本となっております。今後、必須事業に加えて任意事業も進めていくというふうに、先ほども答弁をいただきましたことから、人材育成や専門的な人材確保の考えはどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

P.51

◎健康福祉部長（小川泉） 現在の体制でございますけれども、社会福祉士の有資格者、そして福祉に関します相談経験者が常に相談等に乗っておりまして、複数の問題を抱える相談に来られる方に寄り添いながら、関係機関との連携のもとに懇切丁寧な支援を行っているところでございます。

人材育成の関係でございますが、平成26年度にセンターの相談員に対しまして、亀岡市からは専門機関が実施をいたします自立相談支援事業従事者養成研修及び就労支援員養成研修、こういうものを受講させるなどいたしておりまして、より専門的知識の習得、あるいは資質の向上に努めるというふうにいたしております。今後も、研修等の受講によりまして、さらなる人材育成を進めてまいりたいと考えております。

P.52

◆（山本由美子議員） 人材育成はそういう研修を受けていただいて取り組みをしていただけるということで聞かせていただいたんですけれども、人員拡大はどのよ

うに考えておられるのか。今、2人体制ですけれども、ふやして3人体制にしていく、国の言われている基本体制にしていくという考えはないのか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

P.52

◎健康福祉部長（小川泉） 昨年の平成26年度の実績によりまして、今、御指摘の体制を今から何人にするということは申し上げられませんが、昨年の実績から見て、相談員あるいは事務員で今3名体制でしております。今後、その人数等が拡大をして、その要望が出てくるということであれば、体制の拡充も一定考えていかなければならないと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

P.52

◆（山本由美子議員） このセンターを利用された方からは、本当に伴走型といえますか、本当に寄り添って相談を受けていただいて、本当に安心してそういう前向きに一步踏み出せたということをお聞かせいただきました。本当にありがたい相談窓口、センターであるなというふうに、私も感じているところです。

ただ、そこに訪れる方というのは、複合的な課題というか、そういうものを抱えておられますので、そういう方を包括的に、また継続的な支援をしていく上で、やっぱり十分な専門性を持った方というのが必要になってくると思いますし、今の数ではやっぱりちょっとそういう方を受け入れるというのがしんどい部分があるんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけ体制強化というのをしっかりと図っていただいて、この制度をしっかりと充実したものにさせていただきますことを要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、小規模特認校制度についてお伺いいたします。

文部科学省は、平成27年1月19日、59年ぶりに公立小中学校統廃合に関する基準を見直し、平成27年1月27日には「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」を、各教育委員会などに通達をいたしました。この手引では、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校について統廃合の適否を速やかに検討する必要があると促し、通学などについても条件が示されております。

今回、文部科学省により通達をされました手引について、本市としての基本的な考えをお聞かせください。

P.52

◎教育長（竹岡敏） 教育長、お答えをいたします。

手引は各市町村が学校規模の適正化や学校の適正配置などを検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点などが取りまとめられた内容となっております。地域が抱える実情や課題はそれぞれ異なりますことから、亀岡市の実態に応じて検討する必要があるというふうに考えておりました。手引はその際の参考とさせ

ていただきたいというように考えております。

P.53

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは、次に、本市では、平成26年度より亀岡市学校規模適正化検討会議を設置し、亀岡市立小学校及び中学校における児童生徒数の現状を踏まえて、学校教育活動を充実させる視点から、適正な学校規模のあり方を検討されております。学校規模適正化検討会議からの提言を踏まえて、基本方針策定は平成27年度末を予定していると、3月定例会一般質問の答弁でありましたが、この基本方針策定後、どのような方向で進めていくお考えなのか、お尋ねをいたします。

P.53

◎教育長（竹岡敏） 学校規模適正化検討会議におきまして、学校の教育活動の充実や子どもたちのよりよい学習環境の視点に立って検討をいただいております。提言として取りまとめられました内容を踏まえて、基本方針を策定することとしております。基本方針には、地域別、中学校ブロックごとですけれども、の規模適正化等の方向性を示していく必要があるというふうに考えておまして、その方向性に沿って優先順位をつけて進めていきたいと考えております。

以上です。

P.53

◆（山本由美子議員） 基本方針策定後は地域別、また中学校別で方向性を決めていくということですが、適正化をしていかなければならない、そういう学校が選定をされた場合には、具体的にその地区に入っていくのかどうか、その御予定はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

P.53

◎教育長（竹岡敏） 基本方針策定後の具体的な内容については、まだそこまで検討をいただいているところではございませんけれども、地域のほうに入って御説明をさせてもらうということは、当然起こってくるのではないかとこのように思っております。

P.53

◆（山本由美子議員） 市から示された方向性と、地域が考えておられる考えというのがやっぱり違うという場合もありますので、そのあたりは意見交換というか、地域の方の声もしっかりと聞いていく場としていただけるのかどうか、そのあたりも聞かせください。

P.53

◎教育長（竹岡敏） いろいろと地域では思いをお持ちの方がいらっしゃいますと

いうふうに思いますので、お声も十分に聞かせていただきながら、子どもたちの教育活動がより充実をしていく観点で、取り組みを進めさせてもらえたらというふうに思っております。

P.54

◆（山本由美子議員） 地域の方の、また保護者の方の声をしっかりと聞いていただきながら、丁寧な対応で進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、文部科学省から通達をされました手引には、統廃合の検討を促している一方で、小規模校を存続させる場合の教育の充実方策も示されておりますが、これについて御所見をお聞かせください。

P.54

◎教育長（竹岡敏） 学校規模適正化検討会議におきましても、小規模校、大規模校ともにメリット・デメリットがありますことから、それぞれのメリットを生かす方策ですとか、デメリットを緩和する方策などについても意見交換をいただいているところであります。適正化に向けた対応方策には、いろいろな手法が考えられますことから、引き続き検討会議で協議をいただきました内容を踏まえまして、亀岡市の実態に応じた方向性を示していきたいと考えております。

P.54

◆（山本由美子議員） 小規模校の教育効果もこの手引では認められております。また、いろんな手法で適正化に向けてということで、今、御答弁をいただきました。

その上でですけれども、5月に総務文教常任委員会におきまして、埼玉県の飯能市で取り組まれております小規模特認校制度について視察に行っていました。飯能市では、人口動態の推移、少子化、学校を取り巻く環境等を踏まえて、児童が著しく減少することが予想される学校に対して、学校規模の適正化及び活性化を図ることを目的に、通常の通学区域にかかわらず、特例措置として校区外から児童が通学できる小規模特認校制度を導入され、少人数ならではのきめ細かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動を行われておりました。本市においても、この小規模特認校制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

P.54

◎教育長（竹岡敏） 学校規模適正化検討会議の中におきまして、亀岡市の実態を踏まえた対応方策を検討いただくため、その手法の一つとして提示をさせていただいているところでございます。

特認校制度は、一定の条件のもとに通学区域を越えて就学を認めるものでございまして、導入に当たっては、保護者や地域の皆さんの御協力、選択される学校としての魅力や特色を持たせるための工夫なども必要となってまいりますことから、もう少し検討会議で協議いただきたいというふうに思っているところでございます。

P.54

◆（山本由美子議員） 実情に合った地域の対応方策として、小規模特認校もその一つだということで説明していただいたということでありましたけれども、平成25年6月定例会におきまして、教育長が、小規模特認校制度の導入について、適正な学校規模の検討を進めていく中で、教育活動を充実させる観点から研究する必要があるというふうに答弁をされておりました。まさにもうその時期がきているのかなというふうに思っております。学校規模適正化検討会議におきましても、今、教育長が言われましたように、望ましい学校教育環境整備の方向性について検討されている中で、小規模特認校制度についての意見も出されているところでもあります。

この小規模特認校制度を導入することで、小規模ならではの、先ほどもずっとお話をしていただきましたけれども、特色あるこの教育活動を展開することができるとともに、児童数を増加することで、児童がお互いに切磋琢磨する機会がふえて、社会性を育むということも期待ができますし、また地域コミュニティの拠点でもあり、地域の防災拠点でも重要な役割を担っているこの学校を存続させることができるということで、地域の活性化も図ることができる、そして豊かな自然の中で特色ある教育活動を展開している学校に我が子を通わせたいという保護者の願いもかなえることができるということで、小規模校を存続させるために手を尽くしていくべきではないかというふうに考えております。その方法の一つとして、保護者や地域住民の方の意向を聞いていく中にはなるんですけれども、やっぱり小規模特認校というのを前向きに、本当に早い時期に導入していくべきではないかなというふうに考えるわけですけれども、再度答弁をいただきたいと思えます。

P.55

◎教育長（竹岡敏） 先ほども御答弁させていただいたとおりでございますので、現在、適正化検討会議の中で御議論いただいているところでございますので、その中でいろいろと協議を深めていただきたいというふうに思っております。

P.55

◆（山本由美子議員） 協議をしていただくのも大事なことですけれども、時期を逃すと、どんどんやっぱり子どもが減って行って、そういう手を尽くすこともできないということも考えられますので、やっぱり一定の時期というか、めどをつけていただいて、こういう地域に合った、実情に合った手法でお取り組みをいただきたいなというふうに思いますので、これは要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは次に、木造住宅耐震促進事業についてお伺いいたします。

平成7年の阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約9割が、建物の倒壊などによる圧死や窒息死であったと言われております。その後の調査で、特に昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出たことがわかり、本市においてもそのことを教訓に、震災に強い安全安心のまちづくりを推進するた

め、平成20年3月に亀岡市建築物耐震改修促進計画を策定し、住宅の耐震化率を平成27年度末までに90%に引き上げることを目標に掲げておられます。あわせて、市民の生命の安全確保を図るため、木造住宅の耐震促進のために補助事業も進めておられます。地震による被害を軽減するためには、旧建築基準で建てられた住宅、建築物の耐震化を進めていくことが重要であると考えますが、昭和56年5月31日以前に建てられた、耐震性を満たしていない住宅の対象件数と、現時点での住宅耐震化の進捗状況をお聞かせください。

P.56

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） まちづくり推進部土木担当部長、お答えを申し上げます。

平成20年の亀岡市建築物耐震改修促進計画策定時におきまして、対象とする耐震化のされていない住宅戸数は、平成15年の住宅・土地統計調査の結果から、約8,300戸でございます。

耐震化率の進捗状況につきましては、平成25年の住宅・土地統計調査の結果から、平成26年度末で約80%であると推定しているところでございます。

P.56

◆（山本由美子議員） 今、住宅耐震化率が約80%というふうにお聞きさせていただいたんですけれども、目標の90%に達成するには、あと何戸耐震化する必要があるのか、関連でお聞かせください。

P.56

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 平成25年の住宅・土地統計調査の結果から、約3,800戸でございます。

P.56

◆（山本由美子議員） それでは次に、木造住宅耐震診断士派遣事業及び木造住宅耐震改修事業費補助制度、そして木造住宅簡易耐震改修事業費補助制度の申請件数の推移、過去3年間をお聞かせください。

P.56

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 耐震診断につきましては、平成24年度30件、平成25年度21件、平成26年度30件でございます。

耐震改修につきましては、平成24年度14件、平成25年度14件、平成26年度8件でございます。

簡易の耐震改修につきましては、平成24年度が5件、平成25年度は9件、平成26年度も9件で、いずれも横ばいの状況でございます。

P.56

◆（山本由美子議員） それでは、平成27年度の見込み数に対して、5月末現在の申請件数の状況をお尋ねいたします。

P.56

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 平成27年度当初予算計上件数は、耐震診断20件、耐震改修12件、簡易耐震改修9件で、5月末現在、お問い合わせいただいております申請件数につきましては、耐震診断15件、耐震改修12件、簡易耐震改修12件という状況でございます。

なお、当初、国庫補助の内示件数の要望に対しまして、内示が半減したことによりまして、申請に対して全て採択ができない状況でございます。

なお、現在、国や府に対しまして追加配分の要望を行っているところでございます。

P.57

◆（山本由美子議員） 国への要望をしているところということで聞かせていただきました。

今回この質問をしましたのは、簡易のほうですけれども、改修をしたいという方が行かれたときに、申請しても受け付けていただけなくて、保留の状態であると。やっぱり安全のために改修をしていきたいんだけれどもということで言われたんですね。ですので、今、要望していただけているということですが、この要望が通らなかつたときはどのように考えておられるのか、あと済みません、関連ですけれども、今待っておられる方の人数はどれぐらいですか。

P.57

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 追加要望を現時点で行っておるところでございますが、感触といたしまして、何ほかの追加配分をいただけるようなところまできておりますが、最終、全て申請に対しての採択ができない場合につきまして、やはり単費で全額するということは大変ちょっと厳しい面がございますので、そういった面につきましては、次年度以降という形で御理解をいただきたいというふうに思う次第でございます。

P.57

◆（山本由美子議員） 今、お待ちの方の数はちょっと聞かせていただけなかったんですけども、見込みの数ぐらいは、国とか府が出していただけてなくても、単費でするぐらいの思いはないのか、ちょっともう一度お聞かせいただきたいと思えます。

P.57

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 今、特に御質問の分につきましては、簡易の耐震改修の件でございますが、多分ではございますけれども、現時点で

の申請件数までは何とか持って上げられるのではないかなというふうに考えているところでございます。

P.57

◆（山本由美子議員） 当初予定をされていた分は、何があってもやっぱりしていただけるように、来年回しということがないように、何らかの対策を打っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、平成27年度末までに住宅の耐震化率90%の目標を掲げておられますが、達成に向けての課題と取り組みについて、お尋ねをいたします。

P.58

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 耐震改修事業の補助金制度の実情から見ると、既に耐震化率90%を達成することは厳しい状況になっておるところでございます。従前より、専門家によります毎月の相談会、また、全戸を対象に、市民に対しましての啓発チラシの配布を初めといたしまして、多くの機会に啓発に努めているところでございますが、何分、改修になりますと経済的な問題からなかなか進んでいないと考えているところでございます。

今後におきましても、今までに増して相談会の回数をふやしたり、広報を行うことによりまして、さらなる耐震化の向上に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、御理解をよろしく願いいたします。

P.58

◆（山本由美子議員） 今も部長のほうからお話がありましたが、平成27年度までに90%という目標に対して、あと3,800戸、耐震化をしていかなければならないということで、本当に厳しい状況であります。重要と知りながらも、なかなか進んでこれないという、そういう現状があると思うんですね。公共施設でしたら、平成何年までに何%というのは掲げられているとは思いますが、何分個人ですので、それぞれ経済的な面もあって、本当に大変かというふうに思いますけれども、この制度を知らないという方がおられないようにということで、今後も啓発に努めていただきたいなというふうに思いますし、愛知県の知多市では、これまで広報紙とか回覧板とか、あとダイレクトメールなどの取り組みを実施されてきましたけれども、紙媒体による一方通行の啓発では限界があるということで、耐震診断件数の増加を図ることを目的に、平成26年度より実施地区を決めて、戸別訪問による耐震啓発、いわゆるローラー作戦というのをされて成果を上げられているということがありました。本市においても、一定、この住宅は昭和56年5月31日以前に建てた住宅というところがありましたら、その区長さんとかにお話ししていただいて、皆さんに説明するというような、そういうことはできないのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

P.58

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 御提案ありましたような形での取り組みにつきましても、今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

P.58

◆（山本由美子議員） よろしくお願ひいたします。

それでは次に、生命を守る最も効果的な方法は、住宅を耐震改修することですけれども、経済的負担が大きいことから、なかなか進んでいないのが現状であります。経済負担の軽減も考慮して、住宅内に安全な空間を比較的安価で確保できる耐震シェルターや防災ベッドの設置に対して、補助制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

P.58

◎まちづくり推進部土木担当部長（橋本誠一） 住宅の耐震対策につきましては、議員も御指摘ありましたように、耐震補強が最も効果的であるということはもう間違いないわけでございますが、経済的な理由で大がかりな耐震改修ができない場合につきまして、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで、命を守る装置といったしまして、耐震シェルターやそういう防災ベッドにつきましては有効な設備であると考えているところでございます。

しかしながら、現状では国また府の補助対象となっていないため、実施に当たりましては、市全て単独費となることから、実施が大変困難な状況でございます。今後におきましても、国や府に対しまして、補助制度化の要望を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

P.59

◆（山本由美子議員） 今、答弁いただきましたように、本当に効果的な手法であるということで、言っていただきましたので、今後も国、府のほうに要望をしっかりとしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは最後に、土のうステーションの設置についてお伺ひいたします。

近年、ゲリラ豪雨と言われる短時間で局地的に降る大雨や大型台風などが全国的に増加傾向にあり、本市においても浸水被害が発生しております。浸水被害の軽減を図るため、土のうの活用も有効であることから、他市では土のうを備蓄し、必要な方には無償配付されております。本市では、市民の方から土のうの要請があった場合には、現状どのように対応されているのか、お聞かせください。

P.59

◎総務部長（門哲弘） 総務部長、お答えを申し上げます。

大雨や台風襲来時等に、市民の方々から土のうの要請があった場合には、各地域の自主防災会、また消防分団に対応依頼をしております。必要な土のう袋につきましては、防災倉庫等の備蓄品を、また土のう袋に入れます砂等につきましては、緊

急の場合には小・中学校や公園の砂場などからの一時借用ということで対応を指示しているところでございます。

P.59

◆（山本由美子議員） それでは、今、土のうの要請に対しての本市としての対応についてお答えをいただきましたけれども、高齢者等災害弱者に対しても同様の対応をされているのか、お尋ねをいたします。

P.59

◎総務部長（門哲弘） 高齢者等災害弱者からの要請につきましても、各地域の自主防災会でありますとか消防分団に対応依頼しておりますほか、緊急時には各防災関係機関へもあわせて協力依頼をしているところでございます。

P.59

◆（山本由美子議員） 5月に総務文教常任委員会で、東京都板橋区へ防災対策の取り組みについての視察へ行ってきました。板橋区では、防災対策の取り組みの中で、集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るために、区民が必要に応じていつでも土のうを持ち出せる土のうステーションについても説明を受けました。板橋区では、ゲリラ豪雨が頻繁に発生するようになり、緊急時、区民の方からは土のうを配付してほしいという要望が多かったけれども、区で備蓄している土のうを持って駆けつけるには時間がかかるので、要望全てに応えることができなかった。そのことから、必要なときに誰でも自由に使用できる土のうステーションを平成22年度より設置されたそうです。

災害時に行政ができることは限りがあるので、被害をできるだけ少なくするには、行政の取り組みとともに、地域の方がみずから行動する自助、共助の取り組みが必要であります。地域に設置された土のうステーションを活用し、みずから対策をしていただくことで浸水被害を軽減することができるため、過去に被害をこうむった地域61カ所に土のうステーションを設置されたということをお聞きしました。本市においても、この市民の災害対策活動の支援策として、必要に応じていつでも土のうを利用できる土のうステーションを設置し、浸水被害の防止、軽減を図る考えはないか、お尋ねいたします。

P.60

◎総務部長（門哲弘） 本年9月5日に実施を予定いたしております亀岡市総合防災訓練の地域拠点会場訓練におきまして、自主防災会、消防分団を中心に実施していただく必須訓練といたしまして、土のう作成訓練を位置づけております。亀岡市内23拠点会場においては、実際に土のうを作成いただき、作成いただきました土のうは、災害時に備えまして活動拠点等にストックをしていただくこととしております。

議員御質問の土のうステーションとしての役割を果たすことができるものと、こ

のように考えております。

以上です。

P.60

◆（山本由美子議員） 自主防災の訓練で取り組みをしていただけるということでしたけれども、それが一定定着するのも時間がかかりますし、本市におきましても、その自主防災組織によりますこの防災訓練で土のうのつくり方とか、また扱い方など、自助、共助の取り組みというか、強化をしていただくということは必要なところではありますけれども、私も土のうステーションというのは、本当に初めて聞いたんですけれども、後で調べましたら多くの自治体で設置をされております。大阪では寝屋川とか枚方、高槻、今年度は茨木市も取り入れるということで、多くの自治体が実施しているんですけれども、そこに、聞きましたら、土のうステーションは設置しているけれども、市としても土のうを、ちゃんと土の入った分ですけれども、それでも配付をしているということでした。ですので、その土のう袋だけを配付しているという自治体というのは聞いたことがなくて、連携をしていますというふうに今おっしゃってくださったんですけれども、その連携した先が土のうをつくってくださっているということ、市民の方が確認することができていないので、不安に思うということでその市民相談があったわけで、今回質問をさせていただきました。

ですので、土のうステーションにかわる、別に土のう置き場でもいいんですけれども、そういう常襲的に水がつくところにその土のう袋を置いていただくとか、必要な方に連絡をいただいたときには、市が備蓄をしているもので緊急の場合は対応していただけたらとか、そういうことを今後考えていただけないかということで、今回質問させていただきました。どうでしょうか。

P.61

◎総務部長（門哲弘） 一つの例としまして、防災訓練は隔年実施でございますけれども、毎年5月の末ぐらいには水防訓練なども消防団のほうで実施をいたしております。本年ですと今現在250袋ほどを作成いたしまして、拠点の施設に保管をいたしております。これは毎年のごとでございますので、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

P.61

◆（山本由美子議員） もう時間はないんですけれども、そういうことをしておられるのであれば、市民の方に周知をしてあげていただきたいなど、やっぱり安心につながると思いますので、今後の対応をどうぞよろしく願いいたします。

以上で全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。